



設計業務等における設計図書記載事項の徹底について

技術基準の種類:業務委託
通知日:平成14年12月2日

管第2003号
平成14年12月2日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長
姫 路 鳥 取 線 用 地 事 務 所 長
鳥 取 空 港 管 理 事 務 所 長

様

県 土 整 備 部 長

測量等業務の発注における特記仕様書への条件明示の徹底について（通知）

測量等業務の発注における特記仕様書については、「調査・設計・測量業務共通仕様書」（平成10年4月3日付管第2～4号鳥取県土木部長通知）に基づき、現場条件等の必要事項を明示することとなっています。

しかし、このことが徹底されておらず、特記仕様書が無いもの、必要な条件が明示されていないものが多く見受けられます。

ついては、別添のとおり特記仕様書に明記すべき事項を、改めて周知徹底し、必要な条件が明記されていることを確認の上、設計図書に盛り込んでください。

なお、設計業務における特記仕様書の作成例等を別添のとおり送付しますので、参考にしてください。

記

- | | | |
|---------|--|----|
| 1 通知文抜粋 | 平成10年4月3日付管第2～4号
設計業務共通仕様書（別添） 設計図書記載事項 | 一部 |
| 2 参考資料 | 特記仕様書作成例 | 一例 |